

「料金特例制度」説明書

いつも水道をご利用いただきありがとうございます。

料金特例制度をお申込みする前に、この説明書をよくお読みいただき、所定の申込書でお申込み下さい。

お申込みは、水道料金のお支払している方をお願いします。

ご不明な点は、料金課（70-7010・7012）までお問い合わせ下さい。

用途の特例

平成 23 年 10 月から施行の「新たな水道料金制度」は口径別料金体系ですが、公衆衛生や公共的観点、又は特殊な使用形態という観点から用途の特例制度を設けることとしました。申請がなければ、口径別料金が適用されることとなります。

1 用途の種類・適用基準

プール用

学校用プール、公設プール

基本料金 口径別基本料金

従量料金 200 円（1 m³につき）



浴場用

青森県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場

基本料金 22,648 円（200 m³まで）

従量料金 207 円（201 m³以上 1 m³につき）



船舶用

船舶に給水するもの

基本料金 なし

従量料金 238 円（1 m³につき）



臨時用

メーターを設置しないで給水するもの

例) タンクや水槽など容量が明らかなものに給水するときや私設消火栓を目的外に使用するとき

基本料金 なし

従量料金 453 円（1 m³につき）



注：10 月 1 日以降工事用の臨時使用は「臨時用」料金ではなく「口径別」料金が適用されます。

共同住宅に係る料金計算特例

集合住宅における各ご家庭の料金負担をできるだけ抑える観点から共同住宅における料金計算特例を設けることとしました。申請がなければ、元メーターの口径別料金が適用されることとなります。

1 適用基準

- アパートやマンションなど3戸以上の集合住宅
- 各戸ごとに給水のための装置があり、専ら家事の為に使用していること
- 各戸に企業団のメーターが設置されていないこと
- 管理人、管理会社等が設置できること。

2 共同住宅の料金計算

元のメーターで計量した使用水量を各戸で均等に使用したものとみなして計算した額になります。口径 20 mm の料金を準用します。

例) 10世帯 400 m³ 毎月検針 元メーター口径 40mm

基本料金 (1,700 円 × 10 世帯)	17,000 円
従量料金	81,300 円
超過 05 m ³ × 10 世帯 × 40 円 =	2,000 円
超過 10 m ³ × 10 世帯 × 261 円 =	26,100 円
超過 20 m ³ × 10 世帯 × 266 円 =	53,200 円
基本料金 + 従量料金 =	17,000 + 81,300 = 98,300 円 (税抜)

口径別料金では . . .

基本料金 (口径 40mm)	5,600 円
従量料金	128,900 円
超過 050 m ³ × 266 円 =	13,300 円
超過 050 m ³ × 302 円 =	15,100 円
超過 300 m ³ × 335 円 =	100,500 円
基本料金 + 従量料金 =	5,600 + 128,900 = 134,500 円 (税抜)

差引 36,200 円 (税抜) 料金負担を抑えることができます。

共同住宅の料金算定の特例や用途の特例を希望される方は、適用基準や使用状況をよくご確認のうえ、料金特例申請書を提出してください。

申請書を受理後、内容の審査や必要に応じて現地調査を行います。
基準に適合していることを確認してから決定通知や非該当通知を申込者全員に郵送します。

お手元に通知が届くまで 2~3 週間ほど要します。

特例の適用時期は、決定通知に表示します。

共同住宅に係る料金計算の特例を適用されているお客様は、入居世帯が変更になりましたらそのつど企業団への届出が必要になります。

用途の特例を適用されているお客様は、用途を廃止するときは事前に届出が必要になります。

途中で基準に適合しなくなると特例が解除になります。

納期限を過ぎた水道料金等が発生しますと特例が解除される恐れがありますのでご注意ください。

解除しますと、お客様に解除通知を郵送します。

料金特例制度が適用されましても必ずしも水道料金が口径別料金より毎回安くなるとは限りません。各々の使用状況をよくご確認のうえご検討下さい。

